

建設産業女性定着支援ネットワーク 規約

(目的)

第1条 建設産業女性定着支援ネットワーク（以下、ネットワーク）は、建設産業で働く女性の入職促進、定着を推進することを目的とする。

(構成)

第2条 ネットワークは、第1条の目的に賛同する次の各号に掲げる団体又は機関（以下、構成団体等という。）により構成する。

- 一 営利法人を除く民間団体
- 二 各都道府県
- 三 労働組合関連団体
- 四 国及び公益的な団体・機関

2 構成団体等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第1条の目的に資する活動の実態があること
- 二 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと
- 三 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- 四 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと

(事務局)

第3条 ネットワークの事務局は、令和6年度においては一般財団法人建設業振興基金に設置する。

(参加登録)

第4条 ネットワークへの参加登録手続及び審査については別に定める方法によるものとする。

2 事務局は、参加登録の可否を当該団体又は機関に通知する。

(登録の取消)

第5条 事務局は、構成団体等から登録取消の意思表示を受けた場合又は構成団体等が第2条第2項に定める要件を満たさなくなった場合には、当該構成団体等の登録を取消することができるものとする。

2 事務局は、ネットワークの活動趣旨等に照らして参加が不相当と思われる構成団体等について、幹事長及び副幹事長と協議のうえ、登録を取消することができるものとする。

3 事務局は、登録の取消を当該構成団体等に通知する。

(幹事)

第6条 構成団体等は、幹事を各1名選出する。

(幹事会)

第7条 事務局は、構成団体等と協議のうえ、前条の幹事から選出された者で構成されるネットワークの幹事会を設置する。

2 幹事会は、次の事項を協議し決議する。

- 一 事業計画の決定に関すること
- 二 事業報告の承認に関すること
- 三 その他ネットワークの運営に関する重要事項

3 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

- 一 幹事長は、ネットワークを代表し、運営を統括する。
- 二 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 幹事会の議長は幹事長が務める。なお、幹事会においては幹事長が必要と認めた者に意見を聴くことができる。

- 一 幹事会は、必要に応じて開催することができる。
- 二 幹事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 三 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。

(分科会)

第8条 ネットワークに登録している各団体又は機関は、分科会を設置することができる。

2 分科会の設置は幹事長により承認し、特定テーマについて協議するものとする。

(経費)

第9条 ネットワークの経費は、令和6年度においては国土交通省「建設産業女性定着支援ネットワークに関する事務局運営業務」によりまかなう。

(雑則)

第10条 本規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本規約は、令和6年7月25日から施行する。